

広島県告示第四百二十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和五年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備考
地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院	広島市中区基町七番三三号	令和八年三月五日	更新
地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院	広島市中区舟入幸町一四番一一号	令和八年三月五日	更新
広島市立北部医療センター安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南一丁目二番一号	令和八年三月五日	更新
広島厚生病院	広島市南区仁保新町一丁目五番一三号	令和八年三月五日	更新
山崎病院	広島市東区上温品一丁目二四番九号	令和八年三月五日	更新
国家公務員共済組合連合会広島記念病院	広島市中区本川町一丁目四番三号	令和八年三月五日	更新
国家公務員共済組合連合会吉島病院	広島市中区吉島東三丁目二番三三号	令和八年三月五日	更新
高陽ニュータウン病院	広島市安佐北区亀崎四丁目七番一号	令和八年三月五日	更新
広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	廿日市市地御前一丁目三番三号	令和八年三月五日	更新
公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市一二四番地	令和八年三月五日	更新
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市平原一丁目一〇番二三号	令和八年三月五日	更新
公立世羅中央病院	世羅郡世羅町本郷九一八番三号	令和八年三月五日	更新
庄原市立西城市民病院	庄原市西城町中野一三三九番地	令和八年三月五日	更新
三次地区医療センター	三次市十日市東三丁目一六番一号	令和八年三月五日	更新